



鈴鹿市職員の 再就職等に関する規制

平成28年8月

はじめに

平成 26 年 5 月 14 日、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）」が公布され、これにより平成 28 年 4 月 1 日から、職員の退職管理の適正化を図り、公務の公正性及び市民の信頼を確保するため、職員の再就職者による依頼等（働きかけ）の規制に取り組む必要があります。

目 次

- 1 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制・・・・・・・・・・ 2 P
- 2 在職中のポストや職務内容による規制範囲の違い・・・・・・・・ 3 P
- 3 退職管理に係る規制違反に対する制裁措置・・・・・・・・・・ 4 P
- 4 再就職等規制に係る Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 P

1 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制

- (1) 退職後に営利企業等に再就職した元職員（再就職者）は、離職前5年間に在籍した部局等の組織の職員に対して、鈴鹿市と当該営利企業（※1）又はその子法人との間の契約等事務（※2）について、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求又は依頼すること（働きかけ）が禁止されます。
- (2) 在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なります（次ページ参照）。
- (3) 規制に違反した元職員には過料又は刑罰が科せられます。また、元職員から働きかけを受けた職員は、公平委員会にその旨を届け出る義務があります。

※1 「営利企業等」とは

営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。

※2 「契約等事務」とは

鈴鹿市と再就職者が在籍している営利企業等又はその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法に基づく処分に関する事務をいう。

－働きかけの例－

(例)

- 再就職先企業との契約を有利にするよう要求又は依頼
- 公になっていない情報を提供するよう要求又は依頼
- 再就職先企業の処分を甘くするよう要求又は依頼
- 再就職先企業の許認可を認めるよう要求又は依頼

2 在職中のポストや職務内容による規制範囲の違い

① すべての再就職者（退職後に営利企業等に再就職した職員OB）

離職前5年間に在職した部局等の組織の職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関して、離職後2年間働きかけを禁止。

(地方公務員法第38条の2第1項)

② 離職前5年より前に部局長級ポストの経験がある再就職者

①に加え、離職前5年より前に部局長級ポストに就いていたときの部局等の組織の職員に対し、当該5年より前の部局長級ポストの職務に属する契約等事務に関して、離職後2年間働きかけを禁止。

(地方公務員法第38条の2第4項)

③ 再就職者が在職中に自ら決定した契約や処分への働きかけ

①②に加え、在職した部局等の組織の職員に対し、自ら決定した（最終決裁権者となっている場合をいう。）契約・処分であって、現に再就職している営利企業等との間のものについて、期限の定めなく働きかけを禁止。

(地方公務員法第38条の2第5項)

※ 次の働きかけは禁止されません

- 市から指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するため必要な場合、独立行政法人、特殊法人等の業務を行うため必要な場合
- 法令、国等との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行の場合
- 法令に基づく申請・届出を行う場合
- 一般競争入札等による契約を締結するため必要な場合
- 法令又は慣例により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合

3 退職管理に係る規制違反に対する制裁措置

○退職管理に係る規制に違反した場合は、次のとおり過料又は刑罰が科せられます。

対象	規制違反の内容	制裁措置
元職員 (再就職者)	元職員が現職職員に対して、働きかけをした場合 (不正な行為をするよう働きかけた場合を除く)	10万円以下の過料 (地公法第64条)
	元職員が現職職員に対して、 <u>不正な行為</u> をするように働きかけた場合	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金 (地公法第60条第4号から 第7号まで)
現職職員	職員が元職員の働きかけに応じて <u>不正な行為</u> を行った場合	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金 (地公法第60条第8号)
	職員が元職員から働きかけを受けた事実を公平委員会へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象 (地公法第38条の2第7項違反)
	職員が <u>不正な行為</u> をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合	3年以下の懲役 (地公法第63条第1号及び 第2号)
	職員が <u>不正な行為</u> をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことを要求し、又は約束した場合	3年以下の懲役 (地公法第63条第1号及び 第2号)

4 再就職等規制に係るQ&A

【再就職者による依頼等（働きかけ）の規制】

- Q 1 かつて在職した部局等の組織への働きかけはすべて禁止されるのでしょうか。
- A 1 再就職者の再就職先である営利企業等との間の契約や処分などの事務で、在職中に自ら決定したものに關する働きかけが禁止されるほか、原則として離職前5年間に在職した組織の職員に対して働きかけることが禁止されています。
なお、在職中のポストにより禁止される働きかけの対象範囲は異なります。
- Q 2 契約や処分に関する働きかけであれば、不正な行為を求めるものではない働きかけでも禁止されるのでしょうか。
- A 2 不正な行為を求めるものでなくても、契約や処分に関する働きかけは禁止されています。
なお、職務上不正な行為を働きかけた場合（又は相当な行為をしないように働きかけた場合）、刑罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）の対象になります。
- Q 3 かつて在職していた部局等の組織との間で、既に再就職先の営利企業等が締結した契約に基づき代金の支払を請求したり、部局等の組織から委託を受けている調査事務について打ち合わせをしたりすることなども禁止されているのでしょうか。
- A 3 再就職者による依頼等の規制の例外として、契約に基づく権利の行使や市からの委託を受けた事務の実施に必要な場合などに働きかけを行うことは認められています（例外を参照）。
- Q 4 再就職者から禁止される働きかけを受けた場合はどうしたらよいのでしょうか。
- A 4 鈴鹿市公平委員会に届け出てください。
なお、再就職者から受けた働きかけについて届出を行う必要があるかどうか迷った場合など不明な点があるときは、人事課又は公平委員会事務局（総務課）に相談してください。

【鈴鹿市 人事課 TEL 059-382-9037】

【鈴鹿市 公平委員会事務局（総務課） TEL 059-382-8659】